

## 令和7年第8回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和7年 8月 18日(月) 午後2時
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- |     |       |     |        |     |        |
|-----|-------|-----|--------|-----|--------|
| 議長  | 山本 正二 |     |        |     |        |
| 1番  | 武藤 康志 | 2番  | 伊藤 新司  | 3番  | 俵 薫    |
| 4番  | 井町 哲  | 5番  | 伊藤 美和子 | 6番  | 縄田 善博  |
| 7番  | 倉増 知  | 8番  | 前田 耕次  | 9番  | 中嶋 友之  |
| 10番 | 中野 修  | 11番 | 石田 健治郎 | 12番 | 中嶋 誠   |
| 13番 | 安部 好恵 | 14番 | 岸 英法   | 15番 | 馬屋原 眞一 |
| 16番 | 高見 清  | 17番 | 村上 浩一  | 18番 | 安富 法明  |
| 19番 | 山本 正二 |     |        |     |        |
- 4 欠席農業委員
- 5 出席推進委員 山田 孝治 山縣 正明 野上 武史 阿野 秀文 秋永 明 安永 彰
- 6 事務局 事務局長 河野 哲広 副主幹 井村 光敬 主査 柳井 信吾

|     |  |
|-----|--|
| 事務局 | 午後 2 時開会   |
| 議長  | <p>互礼。</p> <p>それでは只今より令和 7 年第 8 回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員 19 名中 19 名、よって定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。それでは美祢市農業委員会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議長より議事録署名委員を指名したいと思いますますがよろしゅうございますか。</p> <p>それでは 12 番 中嶋委員、17 番 村上委員。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは議事に移りたいと思います。議事順位第 1 位 議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>  |
| 事務局 | <p>1 件朗読。</p> <p>農地法第 3 条許可申請が 3 件ありましたので説明します。</p> <p>目録番号 1、参考資料 1 を参照ください。</p> <p>譲受人は●●●●●の●●●●●さん、譲渡人は●●●●●の●●●●●さんです。権利については、所有権の移転です。対象地は目録のとおりです。当事者間の合意により売買します。申請地について、令和 7 年 1 月に 3 条許可を出しましたが、登記完了前に地権者が亡くなったため、相続人との間で再度契約をやり直しました。本件はこの件につきまして、農地法第 3 条第 2 項の第各号に抵触しないと考えます。</p> <p>目録番号 2、参考資料 2 を参照ください。</p> <p>譲受人は●●●●●の●●●●●さん、譲渡人は●●●●●の●●●●●さんです。権利については、所有権の移転です。対象地は目録のとおりです。譲渡人は市外に住んでおり農地の管理が困難であるため、譲受人に売却します。譲受人は、住所地は●●●●●ですが、申請地付近にある事業所に定期的に勤めており、また、同事業所に常駐している社員 2 名も農作業に従事するため、耕作可能です。この件につきまして、農地法第 3 条第 2 項の第各号に抵触しないと考えます。</p> <p>目録番号 3、参考資料 3 を参照ください。本件は新規就農です。</p> <p>譲受人は●●●●●の●●●●●さん、譲渡人は●●●●●の●●●●●さんです。権利については、所有権の移転です。対象地は目</p> |

|        |   |
|--------|---|
|        | <p>録のとおりです。譲渡人は市外に住んでおり農地の管理が困難であるため、譲受人に居宅と併せて売却します。この件につきまして、農地法第3条第2項の第各号に抵触しないと考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>  |
| 議長     | <p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査された委員から報告等をお願いします。</p>   |
| 武藤委員   | <p>1番の武藤です。8月7日に事務局2名と伊藤委員、地元推進委員と一緒に現地調査しました。まず目録番号1についてですが、譲受人の全部効率利用要件を確認しましたが、大変よく管理されておられました。新たに農地を取得されることについて、何ら問題ないと思います。</p> <p>目録番号2番、3番については新規就農のため、現地調査は行っておりません。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 議長     | <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは地元委員より補足説明ありましたらよろしく申し上げます。</p>  |
| 松田推進委員 | <p>別府地区推進委員の松田です。1番についてですが、武藤委員の言われたとおりですので、特に問題ないと思います。</p>  |
| 阿野推進委員 | <p>於福地区推進委員の阿野です。2番について、さきほど事務局から説明のあったとおり、譲受人は●●●●の●●●の方で、支援体制も整っているので特に問題ないと思います。</p>   |
| 秋永委員   | <p>秋吉地区推進委員の秋永です。3番の件について、特に問題ないと思います。</p>  |
| 議長     | <p>はい、ありがとうございます。委員の皆様より何かご意見ありましたらよろしく申し上げます。</p>  |

|        |  |
|--------|--|
| 委員     | <p>それでは採決に移りたいと思います。議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p>  |
| 議長     | <p>はいありがとうございます。全員賛成、よって議案第1号は原案の通り決定をします</p> <p>続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第4条許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>   |
| 事務局    | <p>1件朗読。</p> <p>農地法第4条許可申請が1件ありましたので説明します。参考資料4を参照ください。所在地は●●●●●、申請人は●●●●さん。申請地の場所については参考資料の位置図のとおりで、申請人宅の敷地に隣接する2種農地です。申請人の親族が申請人と同居されるということで、そのために駐車場が必要なため転用します。また、申請地は337㎡のうち25㎡は既に防火水槽として転用済みです。この案件については、農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> |
| 議長     | <p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査委員より報告をお願いします。</p>  |
| 武藤委員   | <p>1番の武藤です。申請地は申請人宅に隣接しており、現在は耕作されておらず草が刈られている状態です。申請人の方がお子さんと同居することになり、既存の駐車場では足りないので現在休耕している畑を駐車場にしたいということです。隣接する農地や水路もないため、特に問題はないと思います。以上です。</p>   |
| 議長     | <p>はい、ありがとうございます。地元委員より補足説明ありましたらお願いいたします。</p>   |
| 阿野推進委員 | <p>於福地区推進委員の阿野です。先ほど武藤委員から説明があったとおりで補足することはありません。以上でございます。</p>   |
| 議長     | <p>ありがとうございます。委員の皆様より何かご意見ありましたらよろしく申し上げます。</p>  |

|     |   |
|-----|---|
| 委員  | <p>それでは採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p>   |
| 議長  | <p>はいありがとうございます。全員賛成、よって議案第2号は原案の通り決定をします</p> <p>続きまして議事順位第3 議案第3号 農地法第4条許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>  |
| 事務局 | <p>1件朗読。</p> <p>農地法第5条許可申請が3件ありましたので説明します。1件目、参考資料5を参照ください。申請地は●●●●●、申請人は●●●●●です。申請地の場所については参考資料の位置図のとおりで3種農地です。申請地を、隣接する原野と併せて一体的に太陽光発電施設として利用します。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2件目、参考資料6を参照ください。</p> <p>所在地は●●●●●、申請人は●●●●●です。申請地の場所については参考資料の位置図のとおりで3種農地です。申請地は太陽光発電施設として利用します。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>3件目、参考資料7を参照ください。</p> <p>所在地は●●●●●、申請人は●●●●●です。申請地の場所については参考資料の位置図のとおりで3種農地です。申請地は太陽光発電施設として利用します。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長  | <p>はい、ありがとうございます。</p>   |

|               |  |
|---------------|--|
| <p>武藤委員</p>   | <p>それでは現地調査委員から報告をお願いいたします。</p> <p>武藤です。まず1件目についてですが、場所は参考資料のとおりです。最近よく太陽光発電目的で転用されている●●●付近の●●●沿いの農地です。周辺の農地への影響はないと考えられるため、特に問題はないと思います。</p> <p>残り2件については、場所も近く所有者も同じであるため、まとめて説明いたします。</p> <p>場所等については参考資料のとおりですが、申請地のまわりは既に太陽光パネルだらけです。また水路等きちんと維持されるということなので、問題はないと感じました。以上です。</p> |
| <p>議長</p>     | <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは現地調査委員から補足説明ありましたらお願いいたします。</p>   |
| <p>山縣推進委員</p> | <p>大嶺地区推進委員の山縣です。今委員から説明されたとおりで特に問題はないと思います。よろしく申し上げます。</p>  |
| <p>野上推進委員</p> | <p>大嶺町西分の推進委員の野上です。先ほど武藤委員から説明があったとおり、近辺は太陽発電パネルだらけで、残っている農地も休耕状態ですので、特に問題はありません。よろしく申し上げます。</p>   |
| <p>議長</p>     | <p>ありがとうございます。委員の皆様より何かご意見ありましたらよろしく申し上げます。</p> <p>それでは採決に移りたいと思います。議案第3号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>  |
| <p>委員</p>     | <p>(挙手)</p>  |
| <p>議長</p>     | <p>はいありがとうございます。全員賛成、よって議案第3号は原案のとおり決定します</p> <p>続きまして議事順位第4 議案第4号 農用地利用集積等促進計画に係る意見決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。</p>  |

|     |  |
|-----|--|
| 事務局 | <p>それでは、本日配布しております令和7年8月29告示、令和7年9月1日開始の農用地利用集積等促進計画をご覧ください。</p> <p>今回、全体で7筆でございます。利用権設定面積が新規と再設定とを合計しまして、10,406 m<sup>2</sup>、貸し手が2名、受け手が2名でございます。内訳は、4ページでございます。1番、2番ともに一括方式になります。</p> <p>いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件、農用地利用集積等促進計画の内容が、基本方針及び農地中間管理事業規定に適合すること、農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、の農用地利用集積等促進計画要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p> |
| 議長  | <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。</p> <p>よろしゅうございますか？</p> <p>(はいの声)</p> <p>それでは議案第4号については意見なしの回答でよい委員は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p> <p>はいありがとうございます。全員賛成、よって議案第5号は意見なしとします。</p> <p>続きまして議事順位第5 報告第1号 農地転用現況証明についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p>  |
| 事務局 | <p>1件朗読。</p> <p>現況証明願いの提出が5件ありましたので説明いたします。</p> <p>1件目、参考資料8を参照ください。場所等については参考資料のとおりです。申請地は20年以上耕作放棄され、原野と化しています。また、申請地の隣接地は平成5年に土木会社が資材置場として利用するために転用許可されたこと、資材置場の反対側は国道●●●号線であり、水もなく耕作を行うことが難しい土地であります。</p>  |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>2 件目、参考資料 9 を参照ください。場所等については参考資料のとおりです。<br/>申請地は 26 年前まで耕作されていましたが、以降は耕作放棄されて原野と化しています。</p> <p>3 件目、参考資料 10 を参照ください。場所等については参考資料のとおりです。<br/>3984 番については 80 年以上前から●●●地区の集会所の敷地として利用されてきました。現在建っている集会所が建つ前にあった集会所もここを敷地としていたとのこと。●●●番については 80 年以上前から隣接する宅地と一体利用されてきました。</p> <p>4 件目、参考資料 11 を参照ください。場所等については参考資料のとおりです。<br/>●●●番について、申請地は昭和の頃から公衆用道路となっています。●●●番について、申請地は昭和の頃から宅地となっています。</p> <p>5 件目、参考資料 12 を参照ください。場所等については参考資料のとおりです。<br/>申請地につきまして、地籍調査を行った時に長狭物に取り込まれましたが地籍調査室が地目変更登記をしていないため、この度地権者の意向で地目変更登記をしたいということで、現況証明願がありました。現地については長狭物ということで、道でありました。</p> <p>以上報告します。</p> |
| 議長   | <p>はい、ありがとうございます。<br/>それでは現地調査委員から報告をお願いいたします。</p>  |
| 伊藤委員 | <p>5 番の伊藤です。まず 1 件目につきまして、国道沿いの農地ですが、草丈が数メートルありまして、手に負えない感じでした。農地に復元することは難しいと感じました。</p> <p>続いて 2 件目、申請地一体が原野と化していて近づけませんでした。これも農地に復元することは困難だと感じました。</p> <p>続いて 3 件目、参考資料の写真のとおり、それぞれ集会所の一部及び住宅の敷地の一部となっております。</p>   |

|        |   |
|--------|---|
|        | <p>続いて4件目、参考資料の写真のとおり、それぞれ公衆用道路と宅地となっています。</p> <p>続いて5件目、申請地は赤線ということで、実際に現地は道でした。</p> <p>以上です。</p>  |
| 議長     | <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは地元推進委員から補足説明ありましたらお願いいたします。</p>  |
| 阿野推進委員 | <p>於福地区推進委員の阿野です。1件目につきまして、伊藤委員の報告されたとおりで、補足することはありません。</p>   |
| 阿川推進委員 | <p>伊佐地区推進委員の阿川です。2件目について、委員の報告のとおりです。よろしく申し上げます。</p>  |
| 嶋田推進委員 | <p>於福上地区推進委員の嶋田です。3件目について、委員の報告されたとおりです。よろしく申し上げます。</p>   |
| 阿野推進委員 | <p>阿野です。4件目につきまして、委員の報告されたとおりで、現地は参考資料の写真のとおりです。以上です。</p>   |
| 山本推進委員 | <p>東厚保地区推進委員の山本です。申請地は全て赤線で道に取り込まれていますので、問題ないと思います。よろしく申し上げます。</p>  |
| 議長     | <p>それでは委員の皆さんより何か質問等ございましたらお願いいたします。</p> <p>よろしゅうございますか？</p> <p>(はいの声)</p> <p>特に発言等無いようでございますので、報告第1号を終わります。</p> <p>続きまして議事順位第6、報告第2号、農振法に基づく農用地の軽微な変更について事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いいたします。</p> |

|        |  |
|--------|--|
| 事務局    | <p>1件朗読。<br/>農振計画の軽微な変更が1件ありましたので説明いたします。参考資料13を参照ください。場所等については参考資料のとおりです。申請地の一面に養鶏施設をつくります。農林課に対して、用途変更に関する異論等はないものとして回答します。以上報告します。</p>  |
| 議長     | <p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査委員より報告をお願いします。</p>  |
| 伊藤委員   | <p>伊藤です。申請地の一部に、鶏を飼う小屋と運動させるスペースを作りたいということです。以上です。</p>   |
| 議長     | <p>はい、ありがとうございます。地元委員より補足説明ありましたらお願いいたします</p>  |
| 村中推進委員 | <p>岩永地区推進委員の村中です。委員の報告のとおりで、補足することはありあません。以上です。</p>  |
| 議長     | <p>はい、ありがとうございます。<br/>それでは委員の皆さんより何か質問等ございましたらお願いいたします。<br/>よろしゅうございますか？</p> <p>(はいの声)</p> <p>特に発言等無いようでございますので、報告第2号を終わります。<br/>続きましてその他の方に移りたいと思います。農業相談日の結果については相談者がいなかったためやっております。当番委員の皆さんありがとうございました。<br/>以上で審議がすべて終わりますが、委員の皆さんより何かありますか？<br/>それでは終わりたいと思います。</p> <p>互礼。</p> |

午後 3 時 3 0 分閉会。

議事録は正確なることを認め署名する。

令和 8 年 8 月 1 8 日

議長

署名委員

署名委員